

## 裁判員制度始まる!

### 1. はじめに

以前は、裁判員制度に比較的賛成の立場だったので、仙台地方裁判所で行われた模擬裁判にも自ら申し込んで参加していた。しかし、司法改革の柱の一つでもある法科大学院（いわゆるロースクール）制度が当初の構想から大きくズレてしまい、もはや“話が違う”と言われても仕方がないような状況になっているのを見ると、同じく柱の一つである裁判員制度は大丈夫かな?と心配になってきた。

そこで、裁判員制度に関する疑問や不安について、私なりにホンネで述べてみたい。

### 2. 裁判員制度に関する疑問や不安

#### ①エッ! 根拠は国民主権じゃないの?

国民の中から選ばれた裁判員が、裁判官と共に重大事件の刑事裁判に参加する裁判員制度の根拠は、憲法に謳われている“国民主権”と想っていたら、このような考え方は「制度設計をめぐる議論において明確に否定されており、立法にも採用されなかった」<sup>1)</sup> そうだ。

そこで、裁判員法<sup>2)</sup>の第1条(趣旨)を見ると、「立法にも採用されなかった」と言う通り、国民主権云々については一言も触れていないのだ。ちなみに参考までに言うと、情報公開法<sup>3)</sup>の第1条(目的)には「この法律は、国民主権の理念にのっとり～」というように、国民主権が明記してある。

裁判員制度が導入された根拠や目的は何であるのか? 衆議院本会議(平成16年3月16日)の会議録を調べてみたら、法務大臣が「裁判員制度の導入は、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するもの」であると答弁している。つまり、「国民主権の理念にのっとり～」ではない、ということだ。

#### ②国民の視点・感覚を反映させると言うのであれば・・・

最高裁判所の「よくわかる! 裁判員制度Q&A」という小冊子には、裁判員制度によって「国民の視点・感覚が反映されますので～国民の理解が深まり～司法への信頼が高まっていくことが期待されています」と書いてある。

しかし、国民の視点・感覚を反映させると言うのであれば、司法よりも政治や行政の分野で国民の声にもっと耳を傾けるべきだ。

裁判員法の第21条1項によると、裁判員は選挙人名簿の中から「くじで選定」されるそうだが、くじで選定された人(裁判員)を刑事訴訟手続に関与させるのであれば、同じようにくじで選定された人を議員と共に政治に関与させたり、お役人と共に行政に関与させたりするほうが、はるかに有意義だと思う。

仮に、シロウトの国民を政治や行政に関与させることは出来ないというのであれば、シロウトの国民を司法に関与させることも出来ないはずだ。

#### ③本当に大丈夫なの?

最高裁の小冊子によると、「裁判員裁判の多くは3日以内に終わる」と見込まれているそうだが、裁判員裁判の対象事件は殺人や傷害致死などの「重大な犯罪」である。

軽微な事件の裁判を3日以内で済ませるといえるのであれば、ある程度納得できるが、死刑もあり得るような重大な犯罪の裁判を数日で済ませて本当に大丈夫なのか疑問である。

もともと、裁判員裁判は公判前整理手続によって争点が絞りこまれているので、公判自体は数日間の日程で終わらせることができるのかもしれないが、そうになると、公判が開かれる前の公判前整理手続で事件の落とし所が決まってしまう、ということになってしまうのではないだろうか。

#### ④裁判員は平常心を保てるのか?

自分が法壇に座って、上から検察官や弁護士を見下ろすなどということは、一昔前なら全く考えられなかったことだ。ところが、その考えられなかったことを、裁判員に選ばされると体験することになるのだ。

仙台地方裁判所で2日間にわたって行われた模擬裁判が終わったあと、模擬裁判を担当した弁護士から「しばらく頭を冷やしてから模擬裁判の意見交換会をやりましょう」と言われたときは、「頭を冷やしてから」という言葉の意味がよく分からなかった。

しかし、それから2週間後、意見交換会が行われる頃には「頭を冷やして」の意味がよく理解できた。

一段高い所にある席に座って、上から人々を見下ろしていると、自分が立派な人間になったような気がして、「悪いことをした犯人はケシカラン!」という気持ちが異常に強くなっていったのだ。

専門家の間からは、「裁判員裁判では、厳しい判決が多くなるのでは?」と心配する声があがっているが、私も正義感に駆られた裁判員が評議の場で厳罰を主張する可能性は十分にあると思っている。

### 3. おわりに

裁判員制度は、国民が強く望んだ制度と言うよりは、上から降ってきたような制度であり、その根拠は国民主権ではなく、司法に対する信頼の向上である。

欧米諸国では司法への国民参加が当たり前になっているので、日本も“司法への国民参加”という形をつくり、欧米に肩を並べる必要があったのかもしれない、と思うのは私の考えすぎだろうか。

【エムティー法務研究会 新屋博明】

#### ■引用等

- 1) 柳瀬昇: 裁判員制度の憲法理論、法律時報(2009年1月号)、62、日本評論社
- 2) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)
- 3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)



## ワクチン接種スケジュールの目安

### 厚生労働省ホームページ参照のこと

厚生労働省は、平成21年10月1日付けで「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針を公表した。それによると、優先的に接種する対象者として、当面確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しであることから、死亡者や重症者の発生を出来る限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するという目的に照らし、①インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員を含む)、②妊婦及び基礎疾患を有する者、③1歳～小学校低学年に相当する年齢の者、④1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等一となっている。

